

緊急人材育成・就職支援基金の概要

7,000億円

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

緊急人材育成・就職支援基金

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

① 職業訓練の拡充(35万人)

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障(30万人)

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)

- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

Ex

製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

緊急人材育成支援事業について

(当面3年間における基金事業を含む職業訓練の全体像)

- 基金(緊急人材育成支援事業)及び雇用保険二事業により、3年間で100万人を対象に職業訓練を実施
- 基金では、雇用保険を受給していない者(非受給者)に対する訓練機会を35万人規模で確保
- 非受給者(35万人+15万人)のうち、主たる生計者(30万人)には、基金から訓練中の生活費を給付

3年間で100万人分の訓練機会を確保

訓練中の生活費を保障

<緊急人材育成支援事業> **非受給者35万人(2,409億円)**

- ①再就職に必須のITスキル習得のための訓練(3ヶ月): 約17.5万人
- ②新規成長・雇用吸収分野(医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産等)に係る基本能力習得のための長期訓練(6か月~1年): 約17.5万人
- ③上記訓練の受入れ枠確保のため、コース設定、講師育成など、人材育成機関を支援

+

<雇用保険二事業> **65万人(うち、非受給者15万人)**

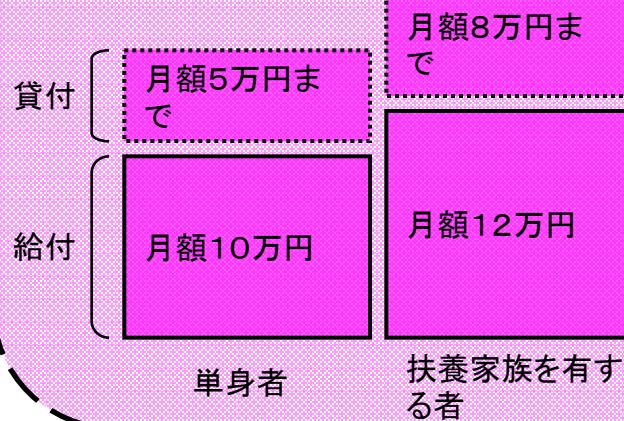
上記①②の分野も含め、営業・販売、技術、経理等、様々な職種・分野における訓練:
約65万人(21年度予算ベースによる約22万人を3年間継続実施)

非受給者
合計
50万人

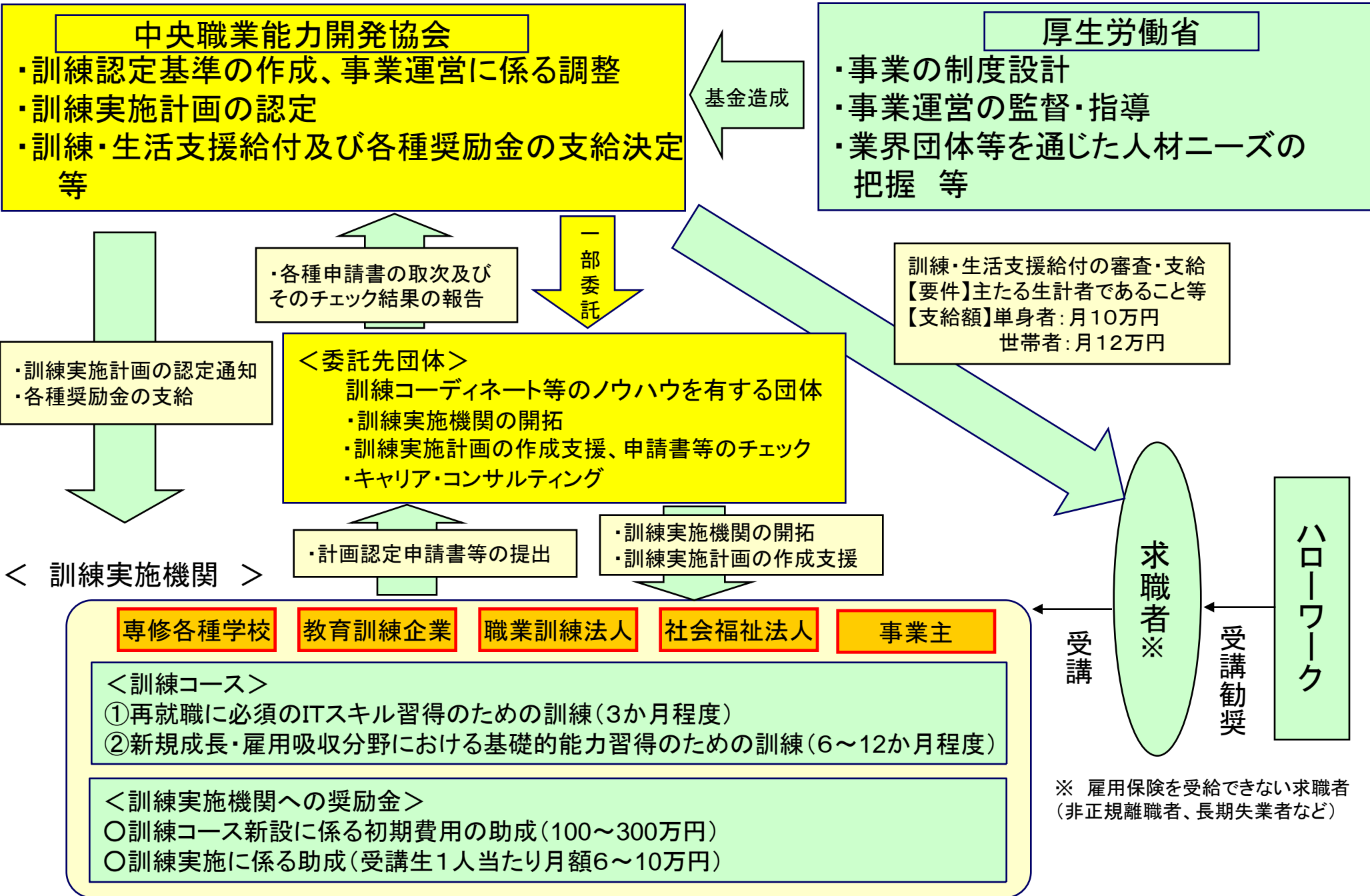
○非受給者のうち主たる生計者(30万人)に対し、生活費を保障(2,169億円)

・生活費給付

・希望者への上乗せ貸付(就職した場合、5割返還免除)



緊急人材育成支援事業の概要



訓練・生活支援給付のあらまし

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の**生活費を給付**(希望者には**貸付を上乘せ**)する。

概要

(1) 主な要件

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること
- ④ 年収が200万円以下であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること。
- ⑤ 世代全員で保有する金融資産が800万円以下であること。
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

	給付	貸付
(1) 単身者	10万円	上限5万円
(2) 被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※ 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要